

# 天山地区共同環境組合建設工事共同企業体取扱要領

(平成26年10月1日告示第2号)

## (趣旨)

第1条 この要領は、組合が発注する建設工事(以下「組合工事」という。)の確実かつ円滑な施工及び業者の技術力向上を図ることを目的として結成する共同企業体の基本的要件、結成手続き等について必要な事項を定めるものとする。

## (施工対象工事)

第2条 共同企業体により競争を行わせることができ工事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土木一式工事、建築一式工事にあっては設計金額が1億円以上
- (2) 前号以外の工事にあっては設計金額が5,000万円以上
- (3) その他天山地区共同環境組合入札資格指名審査委員会が必要と認めるもの

## (構成員)

第3条 共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)の数は、4社以内とし工事ごとに定めるものとする。

## (構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、次のとおりとする。

- (1) 共同施工方式(全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式をいい、以下「甲型」という。)の場合においては、組合工事の対応する業種に係る等級区分が最上級等級に認定されている者の組合せ又は最上級等級及び第2位等級に認定されている者の組合せとする。この場合、第2位等級に認定されている者の数は全構成員の2分の1を超えないものとする。

(2) 分担施工方式（各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任をもって施工する方式をいい、以下「乙型」という。）の場合においては、工事内容毎に工事を分担する共同企業体であることとし、分担する工区のないものを構成員としてはならない。

2 構成員は、原則として県内業者とする。ただし、高度な技術を要する工事や特殊工事等については、県外業者を構成員とすることができるものとし、また組合工事の性質上、真にやむを得ない場合に限り県外業者のみを、構成員とすることができるものとする。

#### （構成員の要件）

第5条 全ての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年が少なくても数年あること。

(2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種工事で、事務局長が定める施工実績を有すること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

#### （形態及び出資比率）

第6条 甲型または乙型の出資割合等は、次のとおりとする。

(1) 甲型の場合においては、構成員の出資割合は各構成員の工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適性なものとする。また、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(2) 乙型の場合においては、出資比率は定めず、分担する工区を定めるものとする。

(代表者)

第7条 構成員のうち代表者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位等級の者であること。
- (2) 甲型の場合においては、代表者の出資割合は、構成員中最大であること。
- (3) 乙型の場合においては、当該工事において中心的な役割を担う者のうち、最大の施工能力を有する者であること。

(結成手続)

第8条 事務局長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 共同企業体の構成員数、組合せ、構成員の要件、出資比率要件及び代表者要件
- (5) 認定資格の有効期間
- (6) 資格審査申請に必要な書類
- (7) 資格審査申請の受付期間及び受付場所
- (8) その他事務局長が必要と認める事項

2 資格認定の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を管理者に提出するものとする。

- (1) 資格審査申請書(共同企業体) (様式第1号)
- (2) 共同企業体協定書(甲型) (様式第2号)
- (3) 共同企業体編成表 (様式第3号)
- (4) 共同企業体協定書(乙型) (様式第4号)

## (5) その他資格審査に必要と認める書類

### (資格審査等)

第9条 前条の規定により資格審査申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なもの有資格共同企業体として認定し、有資格共同企業体名簿を作成するものとする。

2 前項により認定は、認定の対象となった工事についてのみ有效とするものとする。

### (契約方法)

第10条 管理者は、特定建設工事共同企業体に発注する場合は、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の特定建設工事共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

### (存続期間等)

第11条 組合工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は請負契約の履行後12月以内までとすることができます。ただし、当該期間満了後において、当該工事につき、かし担保責任がある場合は、構成員は連帯してその責任を負うものとする。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約相手方とならなかつたものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

### (補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

資格審査申請書（共同企業体）

年　　月　　日

天山地区共同環境組合

管理者 様

共同企業体の名称

共同企業体の代表者

の住所、商号及び代表者

印

共同企業体の構成員

の住所、商号及び代表者

印

今般、連帶責任によって請負工事の共同施工を行うため、  
を代表者とする 共同企業体  
を結成したので、貴組合発注に係る 工事の入札に参  
加したいので、共同企業体協定書を添えて資格審査を申請しま  
す。

なお、この資格審査申請書の全ての記載事項は、事実と相違な  
いことを誓約します。

様式第2号（第8条関係）

共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、事業を共同連帶して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所をに置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、年月日に成立し、工事請負契約の履行後3月以内を経過するまでの間は解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員は、次の割合によって出資するものとする。

%

%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。

- 2 運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。  
3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。  
4 運営委員会は、必要に応じて事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を整備しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当企業体の役員、その他は運営委員会に置いて選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し共同連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は とし、代表者の名義により設けられた別口貯金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果、利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の配当の割合)

第15条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帶して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散等に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態になったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、工事につき、かし担保が生じたときには、各構成員は共同連帶してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 1 社は、上記のとおり 共同企業体協定を  
締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記  
名押印し、各自所持するものとする。

年      月      日

(印)

(印)

様式第3号（第8条関係）

共同企業体編成表	
共同企業体運営委員会	
委員長 委 員	
共同企業体工事事務所	
所 長	
工務長 事務長	
工務主任（班長） 氏 名 会社名	
事務主任（班長） 氏 名 会社名	
工務係 事務係 氏 名 会社名	

様式第4号（第8条関係）

共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、事業を共同連帶して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所をに置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、年月日に成立し、工事請負契約の履行後3月以内を経過するまでの間は解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

4 運営委員会は、必要に応じて事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を整備しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当企業体の役員、その他は運営委員会に置いて選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は とし、代表者の名義により設けられた別口貯金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第13条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第14条 本工事施行中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分配額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の割合)

第15条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帶して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散等に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態になったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、工事につき、かし担保が生じたときには、各構成員は共同連帶してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定  
を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員  
が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(印)

(印)